

憲法Ⅱ

科目ナンバリング PUL-102
必修 2単位

杉山 有沙

1. 授業の概要(ねらい)

憲法は、国のあり方を決める法規範であり、最高法規です。そして、憲法は、人権の領域と統治機構の領域というように、大きく2つの分野に分けることができます。両者の関係は、目的としての人権と、その保障を達成すべき手段としての統治機構ととらえることができます。では、これが意味することは何でしょうか。

この授業では、憲法の基本的構造を理解することを目的として、人権論と統治機構論を勉強します。このとき、より深い理解を得るために、国家対個人の基本的な構造を常に意識しながら授業を進めます。さらに、適切に理解できるよう、身近な話題と絡めながら検討していくつもりです。

2. 授業の到達目標

- ① 憲法の基本構造を理解する。
- ② 基本的人権を具体的にどのように保障していくべきか、について統治機構の側から考えることができるようになる。
- ③ 自分の問題として、憲法の問題を考えることができるようになる。

3. 成績評価の方法および基準

定期試験(70点)と中間レポート(30点)で評価します。

4. 教科書・参考文献

教科書

大林啓吾・岡田順太・白水隆・鈴木敦編著 『憲法』(2019年)。 法学書院

参考文献

岡田順太・淡路智典・今井健太郎 判例キーポイント憲法 成文堂

5. 準備学修の内容

予習:次回授業のために、参考文献にある教科書に目を通しておいってください。

復習:授業レジュメを再度読んでおいってください。

6. その他履修上の注意事項

私たちの周りには多くの憲法問題があります。私たち一人一人の権利が適切に保障される社会の在り方を考えることは、とても大切です。ぜひ、ご家族や身近な方と憲法について積極的に話してみてください。

7. 授業内容

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 【第1回】 | オリエンテーション(本講義全体の見取り図、受講の目的と意義) |
| 【第2回】 | 職業選択の自由 |
| 【第3回】 | 学問の自由 |
| 【第4回】 | 家族形成 |
| 【第5回】 | 財産権 |
| 【第6回】 | 社会権 |
| 【第7回】 | 刑事手続 |
| 【第8回】 | 国務請求権 |
| 【第9回】 | 権力分立、政党 |
| 【第10回】 | 民主政と選挙、国会と立法権 |
| 【第11回】 | 内閣と行政権 |
| 【第12回】 | 裁判所と司法権 |
| 【第13回】 | 憲法保障と憲法訴訟 |
| 【第14回】 | 財政、地方自治 |
| 【第15回】 | まとめ |